

練馬区避難行動要支援者支援プラン (全体計画)

令和2年(2020年)10月修正
練馬区

目次

第1章 総則	1
1 避難行動要支援者対策の必要性	1
2 災害対策基本法改正（平成25年6月）	2
3 本プランの位置づけ	2
第2章 避難行動要支援者に係る情報の入手および名簿の作成	3
1 避難行動要支援者とは	3
2 避難行動要支援者（旧災害時要援護者）名簿登録制度	3
3 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法	3
4 避難行動要支援者名簿の更新	4
5 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担	4
6 避難支援等関係者による支援体制およびあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することに同意のなかった方に対する支援体制	5
7 避難行動要支援者情報の提供に際し情報漏えいを防止するための区が求める措置および区が講ずる措置	5
8 名簿未登録者への登録勧奨	6
第3章 避難行動要支援者への支援体制	7
1 安否確認等支援活動	7
2 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達	10
3 避難支援等関係者への依頼事項	10
4 避難支援等関係者の安全確保	11
5 発災時または発災のおそれがある時に避難支援等に協力を依頼する企業団体等との協定締結	11
第4章 避難行動要支援者の避難生活への支援（福祉避難所）	12
1 避難拠点と福祉避難所	12
2 福祉避難所の対象となる方	12
3 福祉避難所の指定	12
4 福祉避難所への避難の流れ	13
5 福祉避難所の運営	15
6 水害時における福祉避難所への避難の流れ	16
最後に	17
資料編	18

第1章 総則

1 避難行動要支援者対策の必要性

(1) 避難行動要支援者対策の必要性

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、非常に多くの尊い人命が失われました。被災地全体において、65 歳以上の高齢者の死亡率は約 6 割とされており、また障害者の死亡率も被災地住民全体の死亡率の約 2 倍ともいわれています。こうした要支援者の被災傾向は過去の大規模な震災等においても共通してみられるものであり、近年でも日本各地で発生している自然災害により高齢者や障害者が犠牲となっています。

首都直下地震等の発生の可能性が指摘される中、大規模地震をはじめとする災害発生に備えて、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等、災害時に支援が必要な方に対する支援策について、平常時から整備を進めていくことが急務となっています。

(2) 災害対策における基本的な考え方

災害から一人でも多くの区民の生命と財産を守るためには、自分の身は自分で守る「自助」、地域の方々による助け合いの「共助」、そして行政による「公助」が各々連携を図りながら進めていかなければなりません。

(3) 区のこれまでの取り組み

区では、平成 19 年度に、災害時要援護者名簿登録制度を設けました。これは、高齢や障害等により災害時に自力で避難することが困難な方を対象とし、自己の情報を区の機関、区民防災組織等、災害時における支援の担い手に提供することに同意した方を名簿に登録していました。これまで区では、この名簿をもとに、区の機関・区民防災組織等で情報を共有し、平常時より防災活動に活用する等、災害時要援護者の避難支援対策に取り組んできました。

平成 30 年度には、日本各地で自然災害による被害が多発していること等を踏まえ、安否確認を確実・迅速に行えるようにするため、登録者全員の身体状況等を調査し、情報を更新するとともに、名称を「避難行動要支援者名簿」へ変更しました。これにより、一定の要件に該当する方については区が名簿へ自動登録する他、平常時から自己情報を関係機関に提供しておくかどうかを本人が選べるようにしました。

(4) 今後の取組みの方向性

区は、これまでの取組みを整理し、「第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン(年度別取組計画)」の戦略計画11「地域の災害リスクに応じた攻めの防災」における、「避難行動要支援者の安否確認体制の強化」について重点的に取り組み、要支援者の安否確認等支援活動を确实・迅速に行える体制を構築していきます。

2 災害対策基本法改正(平成25年6月)

東日本大震災における様々な経験と教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が一部改正されました。避難行動要支援者対策について改正された主な内容は、以下のとおりです。

避難行動要支援者名簿の作成を区市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。

現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。

名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、区市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため、必要な措置を講ずること。

このほか、法改正を受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国により策定され、各地方公共団体は、避難行動要支援者の避難支援について、全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定めることとしました。

3 本プランの位置づけ

本プランは、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として定めます。

第2章 避難行動要支援者に係る情報の入手および名簿の作成

1 避難行動要支援者とは

災害時において、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等、避難の支援が必要な方をいいます。

2 避難行動要支援者（旧災害時要援護者）名簿登録制度

(1) 避難行動要支援者名簿登録制度

区では、平成19年度から災害時要援護者名簿登録制度を設けました。平成30年度からは名称を避難行動要支援者名簿登録制度へ変更し、災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要と思われる方々を区が名簿に自動登録する他、本人またはそのご家族の方などの申請により名簿に登録をする制度です。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区で自動登録

介護保険の要介護3以上の認定を受けている方

身体障害者手帳1級または2級の認定を受けている方

愛の手帳1度から4度までの認定を受けている方

希望により登録

上記に準ずる方で、名簿登録を希望する方

- (例) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受けている方
人工呼吸器を使用されている方
難病（国および都の難病等医療費助成認定）の患者
65歳以上でひとり暮らしの方
75歳以上の高齢者のみの世帯の方
その他自力避難が困難な方

3 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

(1) 登録内容

避難行動要支援者名簿に登録する情報は、安否確認等避難支援を行うにあたって有益かつ必要な情報として、下記の内容を登録します。

氏名

性別

生年月日
住所
連絡先
緊急時の連絡先（緊急連絡先氏名、本人との関係、連絡先）
支援が必要な理由（要介護度、身体障害者手帳等）
身体状況（身体・聴覚・視覚等の状況）
暮らしの状況
特記事項
外部提供への同意の有無

(2) 情報の入手方法

本人または代理人から提出された登録票（P27・P28 参照）により情報
を入手し、避難行動要支援者名簿に記載します。

自動登録にあたっては、区はサービスの提供等を行うにあたり、区の内
部で把握している要介護度や障害者手帳等の情報をもとに、避難行動要支
援者の情報の収集を行います。収集する情報は、氏名 住所 障害の程
度 要介護度 障害の状況等に係る情報であり、必要に応じて東京都など
他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求めることとします。

また、特記事項については、区以外の避難支援の担い手（以下「避難支
援等関係者」といいます。P5 参照）が、日ごろの訪問活動により把握し
た、災害時に必要な支援内容等の情報も記載します。

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等によ
り変動が生じるため、区は避難行動要支援者の実態の把握に努め、避難行動
要支援者名簿の情報を年2回更新するとともに、5年に1回再調査を行い、
全件更新します。

5 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担

避難行動要支援者名簿の取り扱いについて、区の関係機関で役割分担をし
ています。

福祉部管理課

避難行動要支援者の名簿への登録・作成および制度周知を行います。

区民防災課

避難行動要支援者名簿を避難拠点に配備、区民防災組織等・消防機関・
警察署に配付します。

総合福祉事務所・高齢者支援課

避難行動要支援者名簿を各総合福祉事務所は民生・児童委員に、高齢者支援課は地域包括支援センターに配付します。

6 避難支援等関係者による支援体制およびあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することに同意のなかった方に対する支援体制

(1) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者にも平常時から提供され、共有されていることで、災害時において円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能となります。

そこで、避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、平常時から登録内容を関係機関に提供することに同意のあった方については、区は避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供しません。避難支援等関係者は、個々の状況の確認、日ごろの訪問活動等、顔の見える関係づくりを行い、災害時に備えます。

(2) あらかじめ避難支援等関係者に情報提供することに同意のなかった方に対する支援体制

98か所の避難拠点（全区立小・中学校）には、同意のなかった方を含む全ての方の避難行動要支援者名簿を配備します。災害時には、避難拠点が中心となって、平常時から活動している避難支援等関係者と協力、連携し、名簿に登録された方々の安否確認、避難支援を行います。

(3) 避難支援等関係者となる者

大規模震災等災害発生時において、避難支援等関係者は次のとおりです。

民生・児童委員

区民防災組織等（防災会、町会・自治会）

消防機関

警察署

地域包括支援センター

7 避難行動要支援者情報の提供に際し情報漏えいを防止するための区が求める措置および区が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、個人情報保護の観点から避難支援等関係者が関わる地域の名簿情報のみを提供する等の配慮を行います。

また、民生・児童委員は民生委員法第 15 条の規定により、守秘義務が課せられています。その他の区民防災組織などの避難支援等関係者については、名簿情報の取扱いについての覚書を取り交すなど、個人情報の保護の徹底を図ります。

また、区は、避難支援等関係者に対して、個人に守秘義務が課せられていることについて十分に説明を行うなど、個人情報適切に管理されるよう指導を行います。また、避難行動要支援者名簿を保管する際には、施錠可能な場所に保管する等、適切な措置を講じます。

8 名簿未登録者への登録勧奨

災害時に支援が必要な方で、避難行動要支援者名簿に登録されていない方については、引き続き、様々な機会を通じて登録に向けた勧奨を行います。

第3章 避難行動要支援者への支援体制

1 安否確認等支援活動

(1) 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認の方法（P9 図1参照）

災害時には、各防災機関をはじめ、区民防災組織等との連携により、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行います。その際には、災害の発生により、新たに避難行動要支援者となった方々に対しても同様に、それぞれの身体的・精神的状況に配慮した安否確認や避難支援を行います。

具体的な安否確認の手順は以下のとおりです。

避難拠点を活用した安否確認

- ア 災害時には、避難支援等関係者の他、練馬区災害ボランティア等の様々な避難行動要支援者支援の担い手が、避難拠点に参集します。
- イ 各々の避難拠点に集まった担い手が役割分担を行い、避難拠点にあらかじめ配備している避難行動要支援者名簿をもとに、登録された避難行動要支援者へ電話または自宅を訪問し、安否確認を実施します。また、電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や、避難拠点への誘導を行います。

地域独自の安否確認

地域（避難支援等関係者）で既に安否確認の仕組みを確立している場合は、避難拠点に参集せず、直接安否確認を実施します。また、電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や、避難拠点への誘導を行います。

地域包括支援センターの安否確認

避難拠点に参集せず、安否確認を実施します。電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や、避難拠点への誘導を行います。

総合福祉事務所の安否確認

区内の被害状況等を踏まえ、甚大な被害が発生している地域を優先して、自力避難の困難度が特に高いと思われる方の安否確認を行います。また、訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や、避難拠点への誘導を行います。

(2) 安否情報のとりまとめ

安否確認終了後、電話や訪問によって得た安否情報を避難拠点へ報告します。地域包括支援センターは、管轄の総合福祉事務所へ報告し

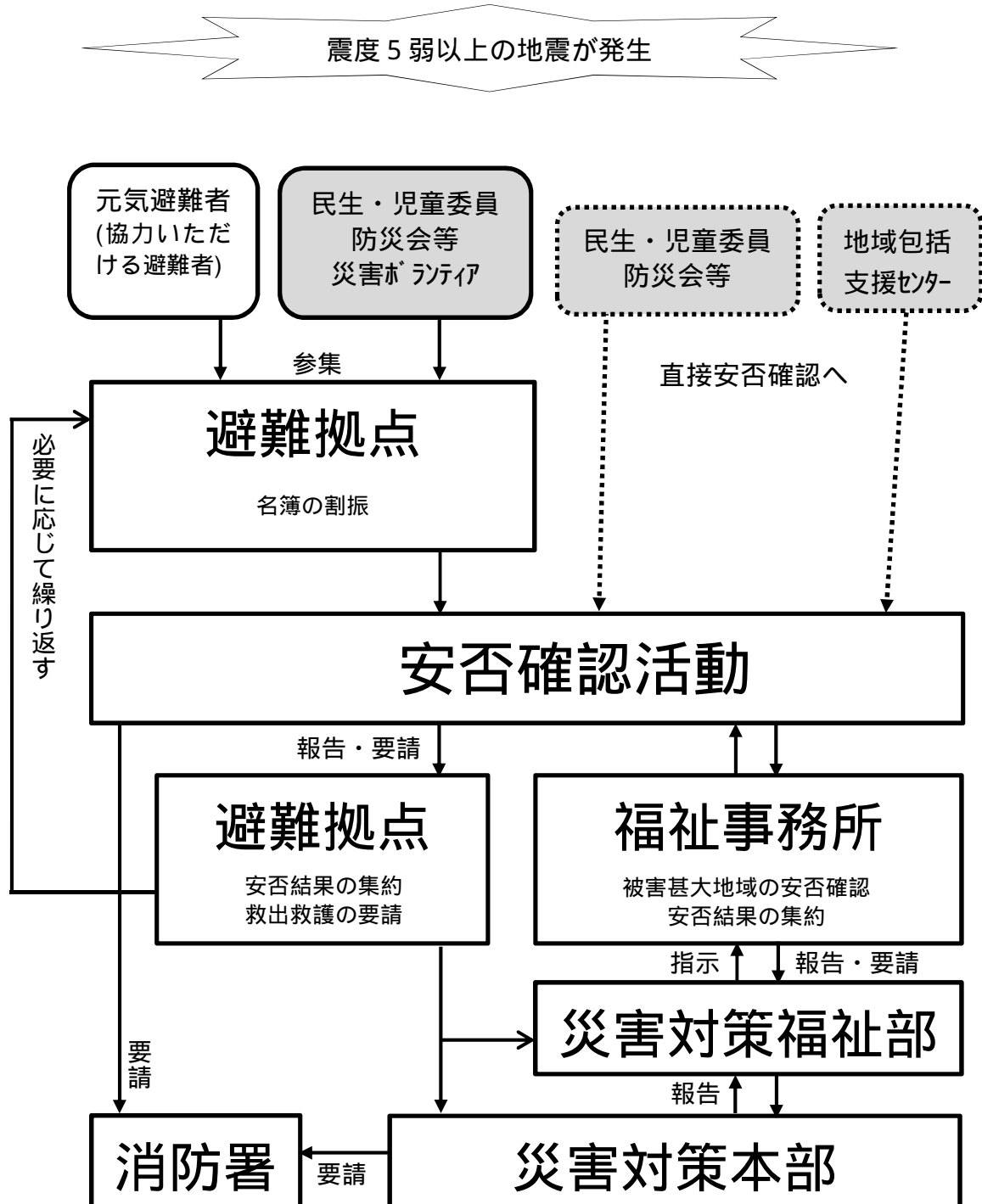
ます。

安否情報を避難拠点および総合福祉事務所で集約し、その結果を災害対策福祉部へ報告します。この報告を受けることにより、福祉部管理課で安否情報を一元的に集約します。

避難行動要支援者の救出・救護が必要な場合は、避難拠点または総合福祉事務所から直接、地元の消防、警察、区民防災組織等へ要請するか、または、移動系防災行政無線等を通じて災害対策本部へ要請します。

【図 1】

< 避難拠点を活用した安否確認の仕組み >



2 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達

災害時における被災状況等の情報は、避難行動要支援者が迅速かつ円滑に避難するために欠かせません。

しかし、避難行動要支援者は、身体状況や障害等により避難情報を受け取ることや、その情報に基づいて適切な行動をとることが困難なこともあります。

そのため、区では、音声情報だけでなく、メール等を利用した文字情報を併せて発信するなど、複数の手段を活用し、情報の伝達に努めていきます。

手段	音声	視覚	設置場所
防災行政無線（無線放送塔）			区立施設等（207 か所）
広報車両			区内巡回
広報紙			避難拠点等
区ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）			各家庭（パソコン、携帯電話）
ねりま情報メール【メール配信サービス（災害・避難情報等）】、緊急速報メール			各家庭（パソコン、携帯電話）
ラジオ（臨時災害放送局）			各家庭（ラジオ）
自動販売機掲示板			区立施設
公設掲示板および町会・自治会の回覧板、区立施設における掲示			公設掲示板、区立施設

3 避難支援等関係者への依頼事項

災害時および平常時には、避難支援等関係者に対し、以下の事項について依頼します。

民生・児童委員

日頃の見守り活動を通じた避難行動要支援者の把握や区民防災組織等との連携を行い、災害時には担当の避難拠点に参集し、避難行動要支援者について、区職員の指示のもと安否確認を行います。

区民防災組織等

平常時から避難行動要支援者支援マップやカードの作成、民生・児童委員との連携、安否確認・搬送訓練を行い、災害時には担当の避難拠点に参集し、避難行動要支援者について、区職員の指示のもと安否確認を行います。

地域包括支援センター

避難行動要支援者名簿および平常時の見守り活動の中で把握している情報をもとに安否確認を行い、その結果を総合福祉事務所へ報告します。

消防機関および警察署

必要に応じ、避難拠点または総合福祉事務所から、避難行動要支援者の救出・救護について依頼します。

4 避難支援等関係者の安全確保

災害時に避難支援等を行うにあたり、まず、避難行動要支援者の支援を行う担い手である避難支援等関係者自身が、本人またはその家族等の生命および身体の安全を確保しなければなりません。そのため、区は、避難支援等関係者に対して、平常時より、「避難拠点運営の手引」や防災訓練等を通じて、安全確保に対する理解を深めていくことができるよう、周知・啓発に努めていきます。

5 発災時または発災のおそれがある時に避難支援等に協力を依頼する企業団体等との協定締結

大規模な災害に見舞われた際には、多岐にわたって被害を受けるため、平素の活動能力が低下するとともに、避難支援等関係者だけでは十分な災害対応を行うことができないことも予想されます。

そのため、災害時には、避難支援や救援活動等をスムーズに行うことができるよう、他自治体、地域事業者、企業団体等との連携が必要不可欠になります。区は、災害時に備えて、各団体と災害時支援協定を結んでいきます。避難行動要支援者については、身体的・精神的状況に配慮した安否確認や介護・障害福祉サービスの提供を行うため、介護や障害などの専門事業者の応援が必要になります。そのため、区内の介護・障害福祉サービス事業者と協定「災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定書」「災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定書」を平成 29 年 3 月に締結し、避難行動要支援者の安否確認等避難支援体制を強化しました。

第4章 避難行動要支援者の避難生活への支援（福祉避難所）

1 避難拠点と福祉避難所

自宅の倒壊や火災、避難勧告または避難指示等が出された場合は、避難拠点等へ避難行動をとることとなります。

区では、全ての区立小・中学校（98校）を避難拠点として指定し、区内において震度5弱以上の地震が発生した際には、避難拠点を開設し、避難者の受入を図ります。

一部の避難拠点では、要配慮者居室を設置することとしていますが、これら避難拠点において避難生活を送ることが困難な方を対象に、福祉避難所を開設します。高齢者施設や障害者施設を福祉避難所として指定しています。

2 福祉避難所の対象となる方

高齢者、障害者、難病患者、人工透析患者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方で、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の方が対象です。

ただし、対象となる方すべてを受入れることは難しいと考えられるため、次に掲げる方など、避難生活が困難な状況を踏まえて対応します。

車いす利用者、視覚障害者および介護を要する方等で、現に避難している避難拠点に段差があるなどにより、移動することが困難な方

自閉症、精神障害、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難拠点での対応が困難な方

なお各避難拠点においては、避難拠点要員を中心に、本人の心身の状況、介助者の有無、障害の種類や程度、本人や家族の希望等を勘案し、福祉避難所への受入対象者を決定します。

3 福祉避難所の指定

令和2年10月現在、区では41施設を福祉避難所として指定しています。（P30・P31参照）

【障害者施設】

区立障害者福祉施設（8）

民間障害者福祉施設（2）

都立特別支援学校（3）

【高齢者施設】

区立高齢者福祉施設（ 8 ）

民間高齢者福祉施設（ 20 ）

4 福祉避難所への避難の流れ（ P 14 図 3 参照 ）

避難拠点への避難

危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。まずは自宅で生活することが基本となります。自宅の倒壊や火災、避難勧告または避難指示等が出された場合など、自宅での生活ができない場合は、避難拠点に避難します。

避難拠点からの受入要請

避難拠点においては、避難拠点での生活が困難と思われる方を把握した場合、区の災害対策本部に福祉避難所での受入を要請します。

各福祉施設における情報伝達

福祉避難所に指定された施設では、施設や周辺の被害状況、職員体制、受入スペースと受入可能人数、開設時期の目安などの福祉避難所の開設可能性に関する情報等について、随時災害対策福祉部に報告します。

受入可能人数の調整

各避難拠点における福祉避難所の対象者と福祉避難所の受入可能人数等を調整して、各福祉避難所への受入対象者を決定します。

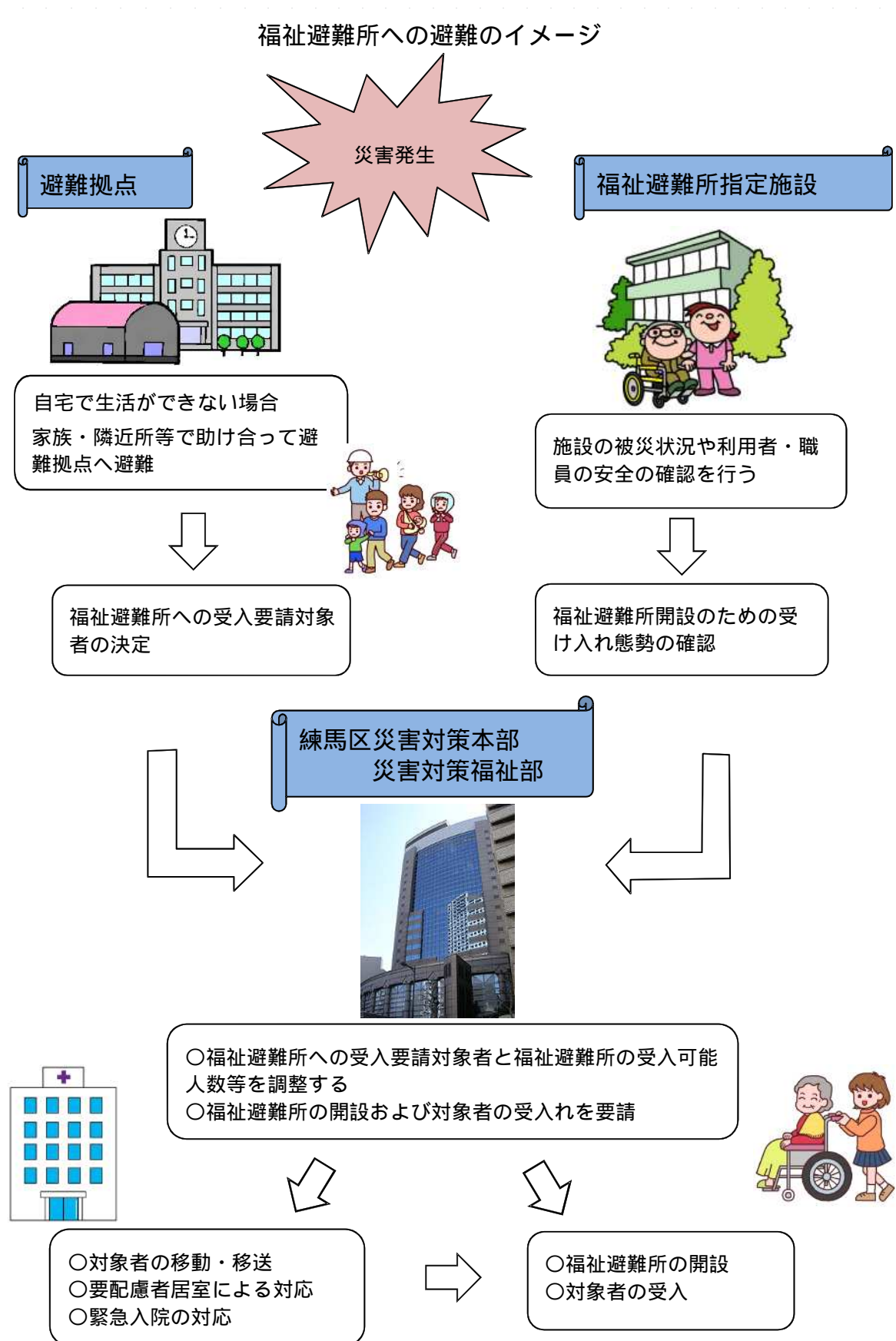
福祉避難所の開設

区は、各施設に対し、福祉避難所の開設および対象者の受入を要請します。

福祉避難所への移送

各避難拠点では、対象者およびその家族等に対し、福祉避難所で受入れ体制が整ったことを伝え、了解を得ます。その後、福祉避難所の受入対象者を家族や地域における支援者が移送します。これらの方を防災関係機関、区民防災組織、区および各施設等が支援します。

【図 3】



5 福祉避難所の運営

(1) 運営体制

福祉避難所を安定して運営できる職員体制の確立に努めるとともに、スタッフが不足する場合は、施設から、災害対策福祉部に対しボランティアの派遣を要請します。

福祉避難所職員の役割（例）

役割	内容
責任者・副責任者	避難の判断等防災対策に係る指揮および全体の総括管理
庶務	避難所運営に係る記録の保存、職員体制の確保、行政との連絡調整、情報収集その他全般
避難者の入退所等の管理	入退所届の作成、安否問い合わせへの対応、郵便物等の取り次ぎ
避難者支援	相談等の避難者の生活支援
施設管理	福祉避難所スペースの確保、危険箇所への応急措置・修繕、防火・防犯
保健・衛生・救護	衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、医療、応急処置等
物資・食糧（給食）	物資・食材等の手配・受入れ・管理、給食の調理・配食・片付け

(2) 不足する食糧や物資等の確保

食糧や水、生活必需品など不足する物資等については、災害対策福祉部に対し、供給を依頼し必要分を確保します。また、食糧や物資等については、適切に管理します。

(3) 衛生管理等

清掃や整理整頓、ゴミ処理等のルールを確立し、運営します。感染症が流行しないよう防疫対策に努めます。特に新型コロナウイルス感染症については、マスク、消毒液、体温計等を活用するとともに、3つの密（密閉・密集・密接）を回避することにより、感染の拡大を防止します。

(4) 緊急入院

避難者の体調等が悪化し、医療機関への入院が必要と思われる場合は、消防や医療機関等と調整し、緊急入院をさせます。

(5) 健康・生活相談等

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、避難者の状態には十分に注意する必要があります。避難生活により活動力が低下しないよう、身体を動かせる場所の確保にも努めます。

福祉避難所内に相談担当者を置き、避難者の生活に必要な援助や様々な相談等に対応します。また、必要に応じ災害対策本部・災害対策福祉部や関係機関等へつなげます。

(6) その他

コミュニケーションや情報伝達のため、ホワイトボードや筆談ボードの準備、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア等の派遣を災害対策福祉部に依頼します。

6 水害時における福祉避難所への避難の流れ

(1) 水害時要支援者名簿の作成

風水害時に一人で避難できず支援が必要な方を「水害時要支援者」として避難行動要支援者名簿に登録し、風水害時の避難支援で活用します。

この水害時要支援者は、区が作成している「避難行動要支援者名簿」の登録者から、風水害時に浸水や土砂災害のおそれがある地域に住んでいる方で、身近に避難支援をしてくれる人がいない方を抽出しています。

(2) 水害時の福祉避難所の開設

台風接近時、区は最接近の2日前に避難所の開設を決定します。それに合わせて、福祉部は、福祉避難所の開設を2日前に決定します。

福祉避難所の開設決定後、水害時要支援者に電話で避難支援の要否を確認し、開設予定の福祉避難所へ避難者の受入れを要請します。

福祉避難所の開設および受入れは、台風の最接近の前日から開始します。

(3) 水害時要支援者の避難支援体制

区は、あらかじめ協定を締結している事業者に依頼し、避難支援が必要

な方を自宅から福祉避難所まで車両で移送します。

また、台風通過後に福祉避難所を閉鎖したときは、自宅まで移送します。

最後に

災害時に避難支援が迅速かつ円滑に行われるためには、本人やその家族、地域住民の一人ひとりが、災害時における自助・共助に関する認識を深め、日頃から災害に備えた準備・行動をすることが重要です。そのためには、日頃から、防災訓練や避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練、「災害にそなえて」のリーフレットの作成等を通じて、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを目指します。

資料編

資料 1	用語の解説	19
資料 2	災害対策基本法（抄）	20
資料 3	練馬区避難行動要支援者名簿取扱要綱	23
資料 4	福祉避難所一覧	30

資料 1 用語の解説

か行

- ・区民防災組織

防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会等、初期消火活動や救助活動、避難拠点への誘導等、地域の防災活動を担う組織をいう。広義では、自主防災組織ともいう。

は行

- ・避難拠点

区では、全区立小・中学校を避難拠点として位置付けており、避難所と防災拠点の両方の機能を備えた避難所をいう。地震による避難所としては、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れするために開設する。避難拠点は、地震による避難所としての機能の他に、区の防災活動の拠点としての機能ももっている。

- ・避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な方。

- ・避難行動要支援者名簿

災害対策基本法第 49 条の 10 に規定する避難行動要支援者の氏名や住所などを記載した名簿。市町村が整備し、災害時に民生委員、区民防災組織などが安否確認や避難支援等を行う際に利用する。

- ・福祉避難所

災害時、高齢者や障害者など、避難拠点において特別な配慮を必要する方を対象として開設するもので、区内の福祉施設等を事前に指定している。

資料2 災害対策基本法（抄）

昭和三十六年十一月十五日

法律第二百二十三号

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 （略）

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

資料3 練馬区避難行動要支援者名簿取扱要綱

平成19年11月1日

19練福地第1612号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項の規定による練馬区避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成およびその活用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、大地震などの災害が起こったとき、自力で避難することが難しい居宅で生活している者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するつぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

介護保険の要介護3以上の認定を受けている者

身体障害者手帳1級または2級の認定を受けている者

愛の手帳1度から4度までの認定を受けている者

前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる者であって、区長が必要と認めるもの

(名簿への登録)

第3条 区長は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当する者(以下「自動登録者」という。)を把握し、つぎに掲げる事項について、名簿への登録を行い、「避難行動要支援者名簿」への登録のお知らせ(第1号様式。以下「お知らせ」という。)を送付するものとする。

氏名およびふりがな

性別

生年月日

住所または居所

2 自動登録者は、お知らせにつぎに掲げる事項を自ら記載し、または代理人が記載の上署名して、区長に提出するものとする。区長は、お知らせの提出を受けたときは、速やかに、記載事項を確認の上、当該記載事項について、名簿への登録を行うものとする。

本人の連絡先

緊急時の連絡先および本人との関係

支援が必要な理由

身体状況

暮らしの状況

特記事項

外部提供への同意

3 前条第4号に該当する者であって、名簿への登録を申し出ようとするもの(以下「登録申出者」という。)は、避難行動要支援者名簿登録票(第2号様式。以下「登録票」

という。)につぎに掲げる事項を自ら記載し、または代理人が記載の上署名して、区長に提出するものとする。区長は、登録票の提出を受けたときは、速やかに、記載事項を確認の上、当該記載事項について、名簿への登録を行うものとする。

氏名およびふりがな
性別
生年月日
住所または居所
本人の連絡先
緊急時の連絡先および本人との関係
支援が必要な理由
身体状況
暮らしの状況
特記事項
外部提供への同意

(名簿の作成)

第4条 区長は、名簿に登録された者(以下「登録者」という。)について、住所地別など、必要に応じた一覧の名簿として作成するものとする。

2 区長は、名簿の作成に当たっては、登録者の登録内容が常に最新のものとなるよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録者が登録内容を変更しようとするときは、第3条第3項の規定を準用する。

2 区長は、登録者の登録内容について、変更または追加することが必要であると認めるときは、これを変更または追加する。

(名簿登録の解除)

第6条 登録の解除を申し出ようとする者は、名簿登録解除申請書(第3号様式)につぎに掲げる事項を自ら記載し、または代理人が記載の上署名して、区長に提出するものとする。ただし、第5号から第7号までに掲げる事項については、記載しないことができる。

氏名およびふりがな
性別
生年月日
住所または居所
本人の連絡先
解除理由
解除年月日

(登録情報の活用)

第7条 区長は、登録者の情報について、つぎに掲げる活用を図るものとする。

災害時に、区の組織および防災機関などに提供し、登録者への支援活動に活用すること。

平常時に区の組織が行う防災に関する活動に活用すること。

平常時に、外部提供することに同意のあった者の登録情報をつぎのものに提供し、防災に関する活動に活用すること。

ア 警察署および消防署

イ 区民防災組織および災害時に区民防災組織と同様の活動を行う町会または自治会

ウ 民生委員・児童委員

エ 地域包括支援センター

2 前項各号に規定する活動により、登録者について防災上必要な情報を取得した場合は、区長は当該情報について名簿に記載するものとし、その取扱いについては、別に定める。

3 第1項の規定に基づき、登録者の情報を提供する場合、必要な範囲に限るものとし、その取扱いについては、別に定める。

(制度の周知)

第8条 区長は、区報などを通じて、区民に対して、この制度の周知を図り、避難行動要支援者対策の推進に努めるものとする。

(制度の運用)

第9条 練馬区避難行動要支援者名簿制度については、福祉部および危機管理室が連携して、その運用に当たるものとする。

2 名簿は、福祉部管理課において、適正に運用するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 区長は、練馬区避難行動要支援者名簿制度の運用に当たっては、災害対策基本法および練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号)などの関係規定に基づき、適正に管理するとともに、名簿を提供する組織に対しても適切な情報管理を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、災害対策基本法の趣旨を考慮し、福祉部長および危機管理室長が協議して定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、同年8月21日から適用する。

付 則(平成24年3月15日23練福経第2606号)

この要綱は、平成24年3月15日から施行する。

付 則(平成25年12月1日25練福経第1843号)

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、同年7月1日から適用する。

付 則（平成 27 年 3 月 19 日 26 練福経第 2607 号）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 11 月 14 日 30 練福管第 1331 号）
この要綱は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

付 則（令和 2 年 9 月 17 日 2 練福管第 1343 号）
この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

外部提供確認通知
※この紙を返送してください

「避難行動要支援者名簿」への登録のお知らせ

区では、「災害対策基本法」に基づき、災害時に自力で避難することが難しいと思われる方を地域全体で支援するため、「避難行動要支援者名簿」を作成します。つきましては、貴方様を「避難行動要支援者名簿」に登録させていただきましたので、お知らせいたします。同封のご案内をご確認のうえ、外部提供への同意確認欄および連絡先・身体状況等の確認欄にご記入いただき、同封の返信用封筒でご返送ください。

外部提供への同意確認欄

記載日： 年 月 日

平常時の防災活動に活用するため、登録した個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、連絡先、身体状況等）を、情報提供先（民生・児童委員、防災会などの区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）に提供することに、		
<input type="checkbox"/> 外部提供に 同意します		
<input type="checkbox"/> 外部提供に 同意しません		
必ずどちらかに☑をつけてください		
ご本人様 署名欄	代理人 署名欄※	本人との ご関係
※本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理の方の署名が必要です。		

連絡先・身体状況等の確認欄

基準日 年 月 日

ご本人様の 連絡先	自宅： ()	携帯： ()	FAX： ()
緊急連絡先	ふりがな	本人との ご関係	電話番号
	氏名		自宅： () 携帯： ()
支援が 必要な理由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（__級） （ <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 下肢・体幹 <input type="checkbox"/> 上肢 <input type="checkbox"/> 内部障害 <input type="checkbox"/> その他（_____）） <input type="checkbox"/> 要介護認定者（要介護____・要支援____） <input type="checkbox"/> 愛の手帳（__度） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（__級） <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 難病患者（病名：_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）		
身体状況	<input type="checkbox"/> つえを使用 <input type="checkbox"/> 車いすを使用 <input type="checkbox"/> 寝たきり	<input type="checkbox"/> 聞こえにくい <input type="checkbox"/> 聞こえない	<input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 言葉（声）がでない <input type="checkbox"/> 言葉の理解が難しい
暮らしの 状況	<input type="checkbox"/> 長期入院中または施設入所中 <input type="checkbox"/> 同居している親族がいない <input type="checkbox"/> 身近に避難支援をしてくれる人がいない <input type="checkbox"/> 昼間の時間、一人きりになる <input type="checkbox"/> 一人で外出することができない <input type="checkbox"/> 定期的に福祉サービスを利用している（事業所名：_____）		
特記事項 特に伝えたい ことがあれば ご記入ください	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 宛名住所にお住まいでない 場合は、必ず特記事項に 居所をご記入ください。 </div>		

※あてはまるものに☑および下線部にご記入ください

登録内容に変更が生じた場合は、更新の手続きをお願いいたします。

（担当）

練馬区 避難行動要支援者名簿 登録票（新規・更新）

記載日： 年 月 日

私は、安否確認や避難支援を受けるために、避難行動要支援者名簿への登録を申請します。
 平常時の防災活動に活用するため、登録した個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、連絡先、身体状況等）を、情報提供先（民生・児童委員、防災会などの区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）に提供することに、

外部提供に 同意します 外部提供に 同意しません
 必ずどちらかに☑をつけてください

※提供先は選択できません。
 ※情報提供先には、秘密の厳守、目的外利用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正に管理します。

ふりがな		性別	生年月日
氏名 (署名欄)		男・女	年 月 日
住所	練馬区		
ご本人様の 連絡先	自宅： ()	携帯： ()	FAX： ()
緊急 連絡先	ふりがな	本人との ご関係	電話 自宅： () 携帯： ()
	氏名		

あてはまるものに☑および下線部にご記入ください

支援が 必要な 理由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（__級） （ <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 下肢・体幹 <input type="checkbox"/> 上肢 <input type="checkbox"/> 内部障害 <input type="checkbox"/> その他（__）） <input type="checkbox"/> 要介護認定者（要介護__・要支援__） <input type="checkbox"/> 愛の手帳（__度） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（__級） <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 難病患者（病名__） <input type="checkbox"/> その他（__）		
身体状況	<input type="checkbox"/> つえを使用 <input type="checkbox"/> 車いすを使用 <input type="checkbox"/> 寝たきり	<input type="checkbox"/> 聞こえにくい <input type="checkbox"/> 聞こえない	<input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 言葉（声）がでない <input type="checkbox"/> 言葉の理解が難しい
暮らしの 状況	<input type="checkbox"/> 同居している親族がいない <input type="checkbox"/> 身近に避難支援をしてくれる人がいない <input type="checkbox"/> 昼間の時間、一人きりになる <input type="checkbox"/> 一人で外出することができない <input type="checkbox"/> 定期的に福祉サービスを利用している（事業所名：__）		
特記事項 <small>特に伝えたいことがあ れば、ご記入ください</small>	（住民票の住所にお住まいで ない場合は、必ず特記事項 に居所をご記入ください。）		

登録内容に変更が生じた場合は、更新の手続きをお願いいたします。

代理人署名		本人との ご関係	
-------	--	-------------	--

※本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理の方の署名が必要です。

第3号様式(第6条関係)

練馬区避難行動要支援者名簿 登録解除申請書

私は、避難行動要支援者名簿の登録の解除を申請します。

記載日： 年 月 日 ※太枠の中は、必ずご記入ください。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
住所	練馬区		
連絡先	()		
解除理由	あてはまるもの1つにチェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。 あてはまるものがない場合は、その他にチェック <input checked="" type="checkbox"/> し、理由をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 区外への転出のため <input type="checkbox"/> 施設入所・長期入院のため <input type="checkbox"/> 同居の家族と避難が可能になるため <input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> その他 ()		
解除年月日	年 月 日		

※本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理の方の署名が必要です。

代理人署名		本人との ご関係	
連絡先	()		

資料4 福祉避難所一覧

	施設名	住所	電話
1	関町デイサービスセンター	関町南4-9-28	3928-5030
2	富士見台デイサービスセンター	富士見台1-22-4	5241-6010
3	土支田デイサービスセンター	土支田2-40-18	5387-6760
4	豊玉デイサービスセンター	豊玉南3-9-13	3993-1341
5	高松デイサービスセンター	高松6-3-24	3995-5107
6	東大泉デイサービスセンター	東大泉5-15-2	5387-1021
7	練馬デイサービスセンター	練馬2-24-3	5984-1701
8	田柄デイサービスセンター	田柄4-12-10	3825-1551
9	光が丘デイサービスセンター	光が丘2-9-6	5997-7706
10	大泉デイサービスセンター	東大泉2-11-21	5387-2201
11	錦デイサービスセンター	錦2-6-14	3937-5031
12	光陽苑デイサービスセンター	西大泉5-21-2	3923-5264
13	第二光陽苑デイサービスセンター	関町北5-7-22	5991-9917
14	特別養護老人ホーム 育秀苑	桜台2-2-8	3557-7637
15	第2育秀苑デイサービスセンター	羽沢2-8-16	3991-0523
16	第3育秀苑デイサービスセンター	土支田1-31-5	6904-0105
17	やすらぎ舎デイサービスセンター	大泉学園町7-12-32	5387-5577
18	やすらぎミラージュデイサービスセンター	大泉町4-24-7	5905-1191
19	練馬キングス・ガーデンデイサービスセンター	早宮2-10-22	5399-5315
20	老人デイサービスセンター土支田創生苑	土支田3-4-20	3978-0801

21	練馬高松園デイサービスセンター	高松2 - 9 - 3	3926 - 3026
22	大泉学園デイサービスセンター	大泉学園町2 - 20 - 21	5933 - 0742
23	高野台デイサービスセンター	高野台5 - 24 - 1	5923 - 0831
24	豊玉南しあわせの里デイサービスセンター	豊玉南2 - 26 - 6	5946 - 2323
25	デイサービスセンターフローラ石神井公園	下石神井3 - 6 - 13	3996 - 6600
26	デイサービスセンターさくらの苑	北町8 - 21 - 19	3931 - 0008
27	練馬の丘キングス・ガーデンデイサービス	練馬2 - 27 - 7	6629 - 4599
28	特別養護老人ホーム 上石神井幸朋苑	上石神井3 - 2 - 18	5991 - 1331
29	練馬区立心身障害者福祉センター	貫井1 - 9 - 1	3926 - 7211
30	練馬区立大泉学園町福祉園	大泉学園町3 - 9 - 20	3923 - 8540
31	練馬区立氷川台福祉園	氷川台2 - 16 - 2	3931 - 0167
32	練馬区立光が丘福祉園	光が丘2 - 4 - 10	3976 - 5100
33	練馬区立関町福祉園	関町南3 - 15 - 35	3594 - 0217
34	練馬区立大泉町福祉園	大泉町3 - 29 - 20	5387 - 4681
35	練馬区立石神井町福祉園	石神井町2 - 12 - 5	5393 - 7438
36	練馬区立貫井福祉園	貫井2 - 16 - 12	5987 - 0400
37	都立大泉特別支援学校	大泉学園町9 - 3 - 1	3921 - 1381
38	都立石神井特別支援学校	石神井台8 - 20 - 35	3929 - 0012
39	都立練馬特別支援学校	高松6 - 17 - 1	5393 - 3524
40	東京都練馬福祉園	大泉学園町9 - 4 - 1	3978 - 5141
41	田柄福祉園	田柄3 - 14 - 9	3577 - 2201

練馬区避難行動要支援者支援プラン

(全体計画)

平成 27 年 (2015 年) 3 月作成

平成 31 年 4 月修正

令和 2 年 10 月修正

編集発行 練馬区福祉部管理課
東京都練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号
電話 03-3993-1111 (代表)